

第2期計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

教育基本法第17条において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は基本的な計画を策定することが義務付けられています。

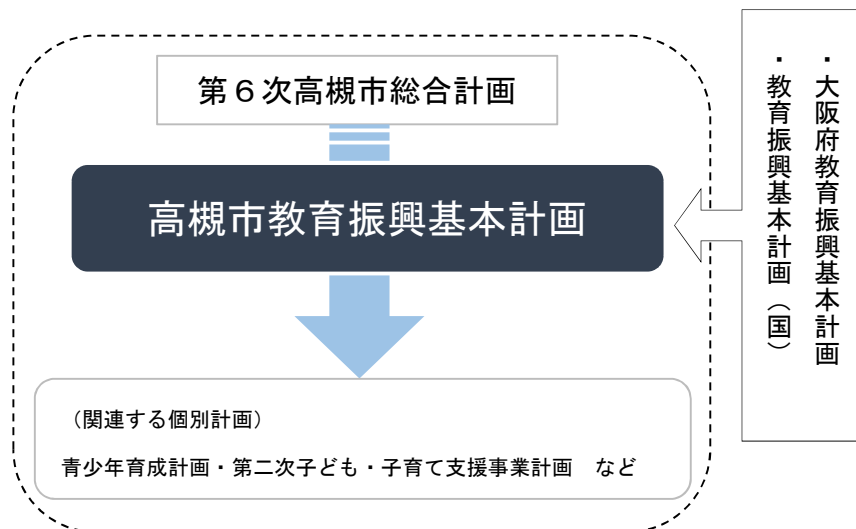
また、地方公共団体についても、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本計画の策定に努めることが求められています。

本市においては、平成27年に「高槻市教育振興基本計画」（計画期間：平成27年度～令和2年度）を策定し、様々な教育施策を展開してきたところです。

この現行計画が期間満了するにあたり、これまでの取組についての検証を行い、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化など、教育施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、魅力ある教育施策をさらに推進するため、第2期高槻市教育振興基本計画を策定します。

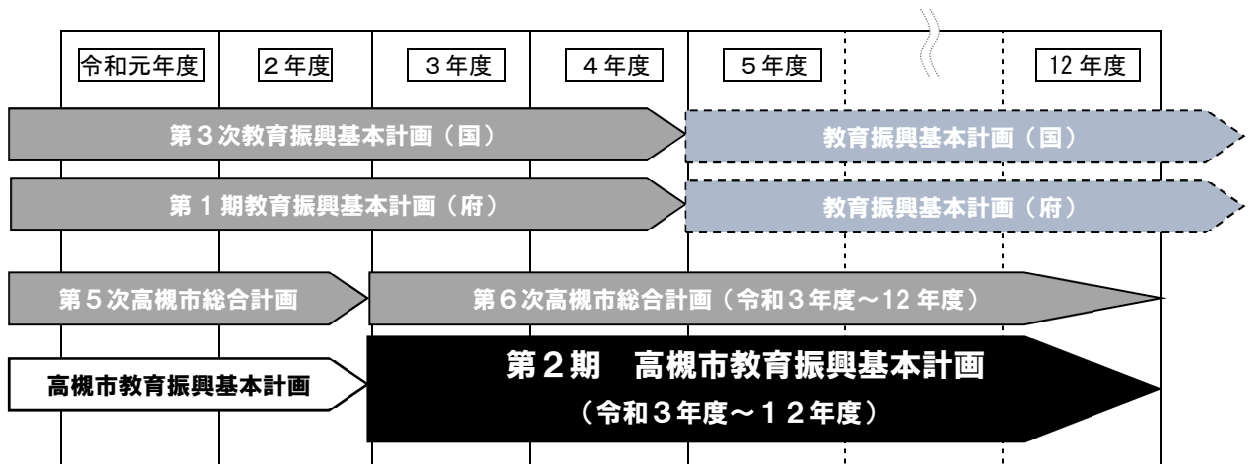
2. 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条に基づく計画として位置付けるとともに、「第6次高槻市総合計画」の教育に関する分野別計画として位置付け、同プランが掲げる将来の都市像の実現に向け、教育のめざす方向性と基本方針を示します。



3. 計画の期間

計画期間は、「第6次高槻市総合計画」の策定期間に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間とします。また、社会状況等の変化により見直しの必要が生じた場合においては、国や大阪府の動向を考慮しながら、適宜見直しを行います。



4. 計画の推進方策

子どもたちの、学びの相乗効果と地域社会全体の教育力を高めるため、本計画において、幼稚園から大学までの校種間での「縦の接続」と、学校園・家庭・地域・関係者の「横の連携」を整理するとともに、PDCAサイクルに沿った計画的な推進を図ります。

（1）「縦の接続」「横の連携」の強化・推進

- ①幼稚園から大学までの「縦の接続」の強化
- ②家庭や地域、関係者との「横の連携」の推進

（2）社会教育分野が果たす役割

（3）制度改善や施策提案等の働きかけ

（4）進行管理

本市では、従前より毎年「教育努力目標」を作成し、教育施策を推進していましたが、平成18年の教育基本法の全部改正により「教育振興基本計画」(第17条)が創設され、翌年の平成19年には地教行法の改正により「教育事務の点検・評価」(第26条)が導入されました。

そこで、本市ではこれらを有機的に結合し、本市の教育が目指す方向性と基本方針を「高槻市教育振興基本計画」で示し、それに基づき「教育努力目標」を毎年の実施計画と位置付け、その実施状況について年次ごとの「教育委員会事務の点検・評価」を行うことにより、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また点検評価の結果については、報告書を作成し、議会に提出するとともに、広く市民に公表します。

